

第235回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第14号

令和5年12月5日かすみがうら市農業委員会告示第14号をもって、令和5年12月11日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第235回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和5年12月11日（月）午後3時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫
5番 塚本 勝男	6番 安田 治	7番 飯田 敬市	9番 井坂 孝雄
10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝	13番 栗山 千勝
14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄		

4. 欠席委員

8番 久松 弘叔

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健、 事務局長補佐 関川 信政、 係長 横田 桂明

6. 議事録署名委員

7番 飯田 敬市 9番 井坂 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第35号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
 - 報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第69号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第70号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について
 - 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第73号 現況証明願の交付決定について
 - 議案第74号 農地改良協議書に対する同意について
 - 議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

午後4時30分閉会

事務局長	<p>起立 礼 着席願います。</p> <p>只今から、令和5年 第235回 農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、</p> <p>8番 久松 弘叔 委員 から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長に お願いいたします。</p>
議 長	会長あいさつ
議 長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	諸般の報告を行う。
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条第2項の規定により、</p> <p>7番 飯田 敬市 委員、9番 井坂 孝雄 委員 を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	<p>次に、報告第35号から第37号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして、番号9番の農地は、宍倉地内の●●●●●●●●から約100m西に位置する畑2筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>栗を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>(次に番号2番の審議、質問) 同様に諮る。</p> <p>(次に番号3番の審議、質問) 同様に諮る。</p> <p>(次に番号4番の審議、質問) 同様に諮る。</p> <p>(次に番号5番の審議、質問) 同様に諮る。</p> <p>(次に番号6番の審議、質問) 同様に諮る。</p> <p>(次に番号7番の審議、質問) 同様に諮る。</p> <p>(次に番号8番の審議、質問) 同様に諮る。</p> <p>(次に番号9番の審議、質問) 同様に諮る。</p>
--	--

議 長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり証明することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 2 番について、原案のとおり証明することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり証明することに決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 7 0 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願の交付決定については、原案のとおり証明することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 7 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14 番 塚本 茂	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約 2 0 0 m 北西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 1 種農地と判断しました。</p> <p>なお、申請地にはすでに果樹園及び農産物直売所の駐車場が設けられていることから、始末書が添付されております。</p>

	<p>申請人は、現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。</p> <p>また、申請地は第1種農地ですが、申請地は農業に資する施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案朗読前に、ご報告があります。</p> <p>議案書20ページの農地法第5条許可の番号2番の案件については、令和5年12月8日付けで農地法第5条許可申請の取下願が提出されましたので、今回の審議案件から除かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 塚本 茂	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約200m北東に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号3番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約500m南西に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号4番・5番は、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号5、6番も併せてご覧ください。 申請地は、安食地内の●●●●●●●●から約500m南西に位置する畑5筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p>

	<p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号6番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、安食地内の●●●●●●●●から約600m南に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番については、取り下げがありましたので、審議は致しません。</p>
議 長	<p>（次に番号3番の審議、質問）同様に諮る。</p>
議 長	<p>次に、番号4番、番号5番は、受人が同一人であり、申請地が隣接地番、転用事由が同一であるため、一括審議をいたします。</p> <p>番号4番、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>

	うか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番、番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第73号 現況証明願の交付決定について、上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 －事務局朗読－
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。

13 番 栗山千勝	これは、土地改良区域に入っているのではないのか。
事務局	こちらについては、土地改良区域外になります。
13 番 栗山千勝	いままで、農業委員会として指導したことはないのか。
事務局	記憶としてはございません。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	(次に番号 2 番の審議、質問) 同様に諮る。 (次に番号 3 番の審議、質問) 同様に諮る。 (次に番号 4 番の審議、質問) 同様に諮る。
議 長	議案第 7 3 号 現況証明願の交付決定については、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第 7 4 号 農地改良協議書に対する同意について、上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 －事務局朗読－
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1 番 海東 功	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 2 番も併せてご覧ください。

議 長	<p>全員賛成ですので、議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>来月の総会は、令和6年1月10日（水）午後2時から予定しております。</p>
議 長	<p>なお、次回の事前調査員は、西崎 敏和 委員、鈴木 良道 委員、栗山 千勝 委員 です。 日時は、12月26日（火）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>5点ほど説明がございます。</p>
事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 違反転用の始末書の取り扱いについて —事務局説明— 2 農地利用意向調査について —事務局説明— 3 農業委員会互助会積立金について —事務局説明— 4 農地利用最適化推進委員の選任について 本年度中に改選を予定する、農地利用最適化推進委員の選任について、農業委員の皆様にお諮りいたします。 1月10日の定例総会終了後に、かすみがうら市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条の規定に基づき、「かすみがうら市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」の開催を予定しておりますので、農業委員の出席をお願いいたします。

	経過を申しますと、例年改選は農業委員が人選案を作成し、年度末の3月28日に任命を受ける新たな農業委員が採決等により決定しております。
議長	只今、事務局長から説明がありましたが、委員から何かご質問はありますか。
9番 井坂孝雄	はい、新しい推進委員さんは、新しい農業委員さんで選んではいかがでしょうか。
議長	只今、井坂委員から、推進委員の改選は新しい農業委員に決めて頂きたいとのご意見がありましたが、これより採決をとりたいと思います。
5番 塚本 勝男	お待ちください。 採決前に確認をしたいことがありますので教えてください。 推進委員の改選はいつからですか。
事務局	4月の委嘱日からです。
5番 塚本 勝男	新しい農業委員の初登庁日はいつですか。
事務局	3月28日です。
5番 塚本 勝男	そこで推進委員は、改選の採決を受けるのですね。
事務局	はい、そのとおりです。
5番 塚本 勝男	井坂委員のご意見は、3月28日の日に、新しい農業委員で決めて欲しいとのことですね。
9番 井坂孝雄	はい。
議長	そうゆうことです、説明不足ですみません。 それでは、改めて採決を取りたいと思います。 新しい農業委員による推進委員の選任について、行ってよろしいか

議 長	<p>お諮りをいたします。 賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員賛成ですので、新しい推進委員さんは、新しい農業委員さんが決めることに決定いたしました。</p>
事務局	<p>5 農業者年金の推進状況について —事務局説明—</p>
議 長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>・・・意見、質問なし・・・</p> <p>最後に、安田委員さんから説明事項がございますので、説明をお願いいたします。</p>
6番 安田 治	<p>—令和6年1月20日（土）開催の農業に関する講演会の案内—</p> <p>・・・意見、質問なし・・・</p>
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして、第235回 総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>
事務局長	<p>・・・起立 礼・・・ お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____